

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員採用試験募集案内 (一時保護指導員、一時保護支援員)

<連絡先> ◆鳥取県福祉相談センター総務課◆ 〒680-0901 鳥取市江津318-1 電話(0857)23-6213 https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/
--

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	随時募集しています。 ◎採用試験申込書を郵送又は直接持参により申し込んでください。 ◎郵送による場合は封筒の表に「受験申込」と朱書してください。 ◎持参による場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までで、土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	相談により日時を決定します。 ◎試験日時は相談により決定しますので、採用試験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。
試験会場	鳥取県福祉相談センター
試験結果発表日	試験日から3営業日後 受験者に合否通知を発送します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
一時保護指導員	1名	一時保護所保護児童の行動観察及び生活指導。	鳥取県福祉相談センター
一時保護支援員	3名	①一時保護所における宿直勤務に関すること。 ②一時保護児童の生活支援に関すること。 ③一時保護児童の行動観察に関すること。	

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
 (2) 必要な資格、免許等

職種	必要な資格等
一時保護指導員	熱意を持って児童への指導を行うことができ、次のいずれかに該当する人 ①児童指導員任用資格を有する人（別添「児童指導員の資格について」を御参照ください。御不明の場合は、7 受験申込手続の申込み先にお問い合わせください。） ②保育士資格を有する人
一時保護支援員	熱意を持って児童への支援を行うことができ、次のいずれかに該当する者 ①学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学又は専門学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学、社会学、医学、看護学、保健学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人、若しくは履修中の人 ②保育士の資格を有し、2年以上児童福祉施設で従事した者 ③社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した者

- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
作文試験	50/150点	・会計年度任用職員として必要な知見を確認するための筆記試験 ・作文テーマに関する受験者自身の考えをA4版用紙1枚（600字から800字程度）に記述して、受験申込時に事前提出
適性検査	—	・一般的な適性を確認するための性格検査（20分程度）
面接試験	100/150点	・個別面接による人物についての口述試験（20分程度） ・面接委員3名

5 任用期間

採用日～令和7年3月31日（予定）

※採用日は調整の上決定します。

6 勤務条件（予定）

区分	一時保護指導員	一時保護支援員
給与	○報酬	
	経験年数に応じて 時間額 1,250円～1,390円 （勤務1回あたり7,500円～8,340円） ※採用前の職務歴に応じた金額になります。	勤務1回 12,172円
	※県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。	
	○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期：1.08月分、12月期：1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和6年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。	
	○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。	
	自家用車等使用者は、使用距離に応じて、1,600円～50,100円に1か月の通勤回数を乗じて21で除した額（13/21を上限）を支給します。	自家用車等使用者は、使用距離に応じて、1,600円～50,100円に1か月の通勤回数を乗じて21で除した額（16/21を上限）を支給します。

福利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象。 （加入条件を満たす場合に限る。）	
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 ・一時保護指導員（最大1年間に5日） ・一時保護支援員（最大1年間に1日） (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。	
勤務日及び 勤務時間	勤務日は月13回以内（1週間2～3回程 度。勤務は土・日曜日、祝日、年末年始を 原則とするが、他の職員との調整により、 平日に振り替えることがあります。） 勤務時間は、午後4時から午後10時まで。	勤務日は月16回以内。 勤務時間は、午後5時15分から翌日午前8 時30分まで。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度 も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。	
その他	夕食、朝食時に児童と食事を共にし、食事代を徴収します。	

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1通（顔写真を貼付すること。） (2)作文試験の作文 【作文試験】 以下のテーマについて受験者自身の考えを書いて、採用試験申込書と一緒に 事前提出してください。（A4版用紙1枚（600字から800字程度）。ワープロ作成 可。） テーマ：「子どもの権利について、あなたが感じていること。」 (3)可否通知用受取先を記入した返信用封筒（84円切手を貼付）1通
申込先	鳥取県福祉相談センター 総務課 〒680-0901 鳥取市江津318-1 電話(0857)23-6213 https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

8 合格者の決定方法

作文試験、面接試験の得点を合計した得点に適性検査の結果を勘案して合格者を決定します。
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合否の通知とは別に、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、希望される方は、試験当日に 84 円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長 3 (23 cm×12 cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から 1 か月	鳥取県福祉相談センター

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB 又は B の鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

児童指導員の資格について

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）抜粋

（児童指導員の資格）

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
 - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。